

保護者のみなさまへ（お知らせ）

令和5年2月16日
入学説明会配布資料
日吉津村教育委員会事務局

日吉津村では、小学校に通学する子どもたちが学校で安心して勉強できるよう、保護者の方に教育費（学用品費、給食費など）を援助する制度を設けています。

援助が受けられるのは、経済的な事情で教育費の支払に困っておられる方で、家庭の状況、家族の人数、収入の額によって認定します。

援助を希望される方は学校、または、日吉津村教育委員会事務局にご相談の上、申請書を3月8日までに学校へ提出してください。

1.援助対象の方

日吉津小学校に通学している児童及び新入学児童の保護者。

（区域外就学の場合は、日吉津村及び住所地での申請が必要です。）

表1 令和4年度の基準額です。世帯全員の総収入額で比較します。

世帯	家族構成	基準額	左記の基準額は大体の目安です。親(41～59歳、借家で計算しています。世帯構成や家族の年齢、借家・持家などにより金額が異なります。基準額を超えていた場合でも、審査の結果認定される場合があります。
2人	親1人、小学生1人の場合	276万円	
3人	親1人、中学生、小学生1人の場合	368万円	
4人	両親、中学生、小学生1人の場合	389万円	
5人	両親、中学生、小学生1人、4歳の場合	424万円	

※「所得課税証明書」の添付が必要です。世帯全員の収入なので、祖父母、叔父叔母等が世帯員であれば、提出が必要です。（収入のない未成年は除く）

基準額との対比は、以下の式で確認できます。

所得課税証明書の収入	-	控除額	=	基準額比較額
給与及び公的年金等が収入です。 (所得金額ではありません)		社会保険料、生命保険料、地震保険料、基礎控除額。 (家や車等のローンは考慮されません)		表1の基準額に満たない場合

コロナ禍により経済的に困っておられる方。

基準額を越している場合でも、生計維持者が長期療養や、失業等の特別な事情により経済的に困っておられる方については認定される場合がありますので、学校若しくは教育委員会事務局までご相談ください。

うら面をご覧ください

2. 令和5年度 就学援助費の内容及び支給方法等

項 目	支給額	支給方法等
新入学児童学用品費等	50,600円	1月認定までは、入学前の3月下旬に保護者口座へ振り込み。 2月～4月認定は認定後、4月以降5月下旬までに保護者口座へ振り込み。 対象は4月認定まで。
学用品費等(1年生以外)	13,770円	年3回に分割し、保護者口座へ振り込み。(各学期後8月、1月、3月)
給食費	保護者負担額	学校給食費会計へ直接支払。
医療費(学校保健安全法) 1.トラコーマ及び結膜炎 2.白癬、疥癬及び膿疱疹 3.中耳炎 4.慢性副鼻腔炎及びアデノイド 5.う歯(むし歯) 6.寄生虫病(虫卵保有を含む。)	保護者負担額	医療券により、医療機関が村に直接請求。 医療券の発行については、学校養護教諭に相談してください。
校外生活費(宿泊なし)	保護者負担額	バス、電車等の乗車体験運賃。 スキー教室(リフト、ウェア料)。 特別支援学級の乗馬料。 等、校外生活活動に要した費用。 事業実施後、保護者口座へ振り込み。
校外生活費(宿泊あり)	保護者負担額	現在対象事業なし
修学旅行費(6年生参加者のみ)	保護者負担額	学校長へ委任払い
長期宿泊 (5年生セカンドスクール)	保護者負担額	学校長へ委任払い
金管バンド遠征費	保護者負担額	学校長へ委任払い
人材交流(沖縄)	保護者負担額	教育長へ委任払い

教育委員会事務局
担当 横田
TEL 27-5956